

各 位



平成 27 年 5 月 15 日
株式会社アドベンチャー
代表取締役社長中村 俊一
(コード番号：6030 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役経営企画室長 福田 貴史
電話 (03) 6277-0515

内部統制システム構築の基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。

記

- I 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - (3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行する。
 - (4) 「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
 - (5) 業務執行に関する法令および定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。
 - (6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力および団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力および団体への資金提供は絶対に行わない。
- II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制および子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・

保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

- (2) 子会社の取締役等は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

III 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備および見直しを行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。
- (4) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長および監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

IV 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。
- (2) 業務執行に関する責任者およびその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

V 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社および関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。
- (2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社および子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。
- (3) 子会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

VI 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備および運用を行う。
- (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備および運用を行う。

(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

VII 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

(2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実行性を確保するものとする。

(3) 当該使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

VIII 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役およびその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役およびその他使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

(3) 上記(1)および(2)の報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないことを規定し、その旨の周知徹底を行う。

IX 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法598条1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

(1) 子会社の取締役および使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに当社の子会社担当部署に報告する。

(2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役等から法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。

(3) 当社は、内部通報システムの適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

X その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図る

こととする。

- (3) 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

以上